

法令による主な外資規制

制度調査部
金本 悠希

NTT法、電波法・放送法、航空法などが存在

【要約】

- 外国人が、日本国内に投資を行う際に適用される一般的な法律には外為法がある。外為法では、一部の業種について、上場株式の10%以上の取得などを行う場合には事前届出義務などが課される。
- さらに、個別の業法においても外資規制が行われている。その中でも、外国人等が議決権を保有することを規制している主な法律には、日本電信電話株式会社法、電波法・放送法、航空法がある。
- これらの法律は、外国人等の議決権が20%以上（電波法・放送法）、又は3分の1以上（日本電信電話株式会社法、航空法）となる場合に、株主名簿の名義書換を禁止又は拒否できるとしている。

1. 外為法と個別業法による外資規制

- 外国の投資家が日本国内に投資を行う際に適用される一般的な法律として、外国為替及び外国貿易法（以下、外為法）がある。
- 外為法は、一部の業種について、外国投資家が対内直接投資等（上場株式の10%以上の取得などが該当する）を行う場合に事前届出義務を課すなどの規制を行っている¹。
- 事前届出が行われた場合、国の安全を損なう事態が生ずるおそれがある場合等は、財務大臣・事業所管大臣によって審査が行われる。審査の結果、問題がなければ外国投資家は対内直接投資等を行うことができる（投資内容を変更・中止するよう、勧告・命令される場合もある）。
- さらに、外為法とは別に、個別の業法においても外資規制が行われている。その中でも、外国人等が議決権を保有することを規制している主な法律には、日本電信電話株式会社法（いわゆるNTT法）、電波法・放送法、航空法がある。

| | |
|-------------|--|
| 日本電信電話株式会社法 | 外国人等議決権割合が 3分の1 以上となる場合は、株主名簿の名義書換禁止 |
| 電波法・放送法 | 放送局の免許を受けた者は、外国人等の議決権が 20% 以上となる場合、株主名簿の名義書換を拒否できる ² |

¹ 拙稿「外為法の対内直接投資の事前届出手続きの流れ」（2008年2月18日付DIR制度調査部情報）、「対内直接投資等の規制の見直し①」（2007年9月28日付DIR制度調査部情報）、「対内直接投資等の規制の見直し②」（2007年9月28日付DIR制度調査部情報）参照。

² 株式が金融商品取引所に上場されている場合。

| | |
|-----|---|
| 航空法 | 航空運送事業者及びその持株会社は、外国人等の議決権が 3分の1 以上となる場合、株主名簿の名義書換を拒否できる ³ |
|-----|---|

○これらの法律では、株式を取得することは可能と考えられるが、外国人等の議決権が合計で上記の割合以上となる場合には名義書換がなされず、株主としての権利が得られないこととなる。

○なお、個別業法による外資規制に関しては、空港運営会社への外資規制を行う空港整備法改正案を巡って政府内で調整が難航するという事態が生じている⁴。

○報道によれば、「外資規制は成田国際空港会社が2009年度にも予定する株式上場に備えて導入するもので、外資の株式保有割合を議決権ベースで三分の一未満に押さえる内容」とのことである。これに対して、一部の閣僚が「対日投資促進という政府の戦略に逆行する」として反対した模様である。

2. 主な個別業法による外資規制

(1) 日本電信電話株式会社法

○日本電信電話株式会社（NTT）は、以下の者から株主名簿の名義書換の請求を受けた場合、外国人等議決権割合（以下の①～④が保有する議決権割合）が3分の1以上となるときは、名義書換が禁止される（日本電信電話株式会社等に関する法律6条、日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則4条2項）。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①日本の国籍を有しない人 ②外国政府又はその代表者 ③外国の法人又は団体 ④①～③が直接議決権の10%以上を占める法人又は団体 |
|--|

○なお、政府は、常時、日本電信電話株式会社の発行済株式の総数の3分の1以上の株式を保有していなければならないとされている（日本電信電話株式会社法4条1項）。

(2) 電波法・放送法

○放送をする無線局⁵については、次の各号のいずれかに該当する者等には、無線局の免許が与えられない（電波法5条4項）。

³ 株式が金融商品取引所に上場されている場合。

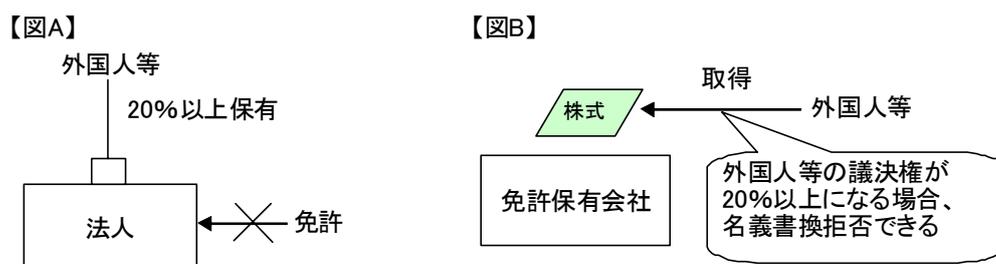
⁴ 2008年2月5日付日本経済新聞朝刊5面、2月6日付日本経済新聞朝刊5面など。

⁵ 人工衛星局で、他人の委託により、その放送番組をそのまま送信する放送をするものを除く。

- ①日本の国籍を有しない人
- ②外国政府又はその代表者
- ③外国の法人又は団体
- ④①～③が、直接・間接合計して20%以上の議決権を保有する法人・団体等⁶
- ⑤役員が無線局の免許の取り消しを受けてから2年を経過していない者等である、法人・団体

○④は、①～③が20%以上の議決権を保有している法人に無線局の免許は与えないことなどを規定している（下図A参照）。しかし、①～③が、すでに無線局の免許を保有している会社の株式を取得し、その議決権が20%以上となる事態が生じうる。

○放送法では、これに関して、放送局の免許を受けた者は、この①～③から株主名簿の名義書換を請求されても、名義書換に応じるとその議決権が直接・間接合計して20%以上となる場合は、名義書換を拒否できるとされている⁷（放送法52条の8第1項3号）（下図B参照）。



(3) 航空法

○航空法は、以下の者には航空運送事業を許可することを認めていない（航空法101条1項5号イ）。

- ①日本の国籍を有しない人
- ②外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
- ③外国の法令に基いて設立された法人その他の団体
- ④①～③が議決権の3分の1以上を占める法人等⁸

○④は、①～③が議決権の3分の1以上を占める法人等に航空運送事業を許可しないことを規定している。しかし、①～③が、すでに航空運送事業を許可されている会社の株式を取得し、その議決権が3分の1以上となる事態が生じうる。

⁶ 上記のほか、①～③が業務執行役員である法人・団体を含む。

⁷ 株式が金融商品取引所に上場されていることが条件。

⁸ 上記のほか、①～③がその代表者である法人と、①～③が役員の3分の1以上を占める法人を含む。

○航空法では、これに関して、航空運送事業者及びその持株会社は、この①～③から株主名簿の名義書換を請求されても、名義書換に応じるとその議決権が3分の1以上となる場合は、名義書換を拒否できるとされている⁹（航空法120条の2）（2）参照。

⁹ 株式が金融商品取引所に上場していることが条件。

【重要な注意事項】

お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

手数料等およびリスクについて

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由で国内委託取引を行う場合、約定代金に対して最大 1.20750%（但し、最低 2,625 円）の委託手数料（税込）が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては、現地諸費用等を別途いただくことがあります。
- 株式等の売買等にあたっては、株価の変動による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては株価変動のほかには為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行うにあたっては、売買代金の 30%以上で、かつ 30 万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 非上場債券（国債、地方債、政府保証債、社債）を当社が相手方となりお買付けいただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。
- 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書等をよくお読みください。
- 外国株式の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行われていないものもあります。こうした銘柄については、外国証券内容説明書をご覧ください。

商号等 : 大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 108 号
加入協会 : 日本証券業協会、社団法人 投資信託協会、社団法人 日本証券投資顧問業協会、
社団法人 金融先物取引業協会

【重要な注意事項】

広告等審査済

広告等における表示事項

(金融商品取引法第37条に基づく表示事項)

本書面と一緒にご提供いたします各資料に記載した情報に基づき弊社とお取引いただく場合は、次の事項に十分ご注意ください。

- お取引にあたっては、商品の購入対価の他に、個々のお取引ごとに、あらかじめお客様と弊社との間で決定した売買手数料(注)をいただきます。また、購入対価に含まれる場合や手数料をいただかないお取引もありますので、お取引の都度、ご確認ください。なお、外国証券をお預かりする場合には、最大で1年間に3,150円(税込)の口座管理料をいただく場合があります。
- デリバティブ取引や信用取引等の場合、あらかじめお客様と弊社との間で決定した担保や委託保証金を差し入れていただく場合があります。その場合、お取引の額は、通常、差し入れていただいた担保や委託保証金の額を上回ります。
- 金利水準、為替相場、株式相場、不動産相場、商品相場等の変動に伴い、金融商品の市場価格が変動すること等によって、損失が生じるおそれがあります。また、お取引の内容によっては、損失の額が差し入れていただいた担保や委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 弊社がご案内する店頭デリバティブ取引の売付け価格等と買付け価格等には差がある場合があります。
- 金融商品の経理、税務処理については、事前に監査法人等の専門家に十分にご確認ください。

(注) 売買手数料の額は、その時々市場状況や個々のお取引の内容等に応じて、お客様と弊社との間で決定しますので、本書面上にその額をあらかじめ記載することはできません。

なお、実際のお取引にあたっては、必ず契約締結前交付書面等をよくお読みになり、お客様のご判断と責任に基づいてご契約ください。

商号等 : 大和証券エスエムビーシー株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第109号
加入協会: 日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会